

静岡県告示第768号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年11月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区口仙俣字ドアイ531の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除予定に係る保安林の所在場所

静岡市葵区口仙俣字ドアイ531の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

河川用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）